

相模原市立児童クラブ入退室管理システム導入事業仕様書

1 件名

相模原市児童クラブ入退室管理システム導入業務委託

2 目的

相模原市の児童クラブに児童の入退室管理や保護者との連絡機能を有したシステムを導入により、児童の安全性の向上、保護者の利便性を向上させられるとともに、職員の業務負担の軽減や単純作業の省力化を図り、業務に専念できる環境を構築すること及び、継続的かつ安全・安心な児童クラブ運営を行うことを目的とする。

3 履行場所

別紙「履行場所一覧」のとおり

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(原則として令和8年度から令和10年度までは、当該業者と契約を締結することとする。)

5 想定人数

別紙「履行場所一覧」のとおり

6 業務内容等

(1) 基本方針

本業務は、以下の方針に基づき、導入業務等を行うこと。

ア 利用児童の安全確保、保護者の利便性の向上及び職員の事務負担の軽減に寄与するシステムであること。

イ 個人情報の保護等、セキュリティ体制が整備されていること。

ウ 職員、保護者とも容易に操作が可能であること。

エ 稼働から5年間以上、安定した利用が可能であること。

オ 市や児童クラブ、及び保護者からの問合せに対してのサポート体制が整備されていること

カ 運用を開始するに当たり、本市で実施する設定作業の支援を適宜行うこと

(2) 機器及びネットワーク

ア 機器

本市で別途調達する PC もしくはタブレット端末の利用を想定すること。調達予定の機器は以下のとおりとする。

メーカー	Apple
品名	iPad Wi-Fi モデル
ストレージ容量	128GB 以上
ディスプレイサイズ	10 インチ以上
本体モデル	第 10 世代以降のもの

イ ネットワーク

各施設、こども施設課で利用するすべての機能はインターネットを経由して利用できること

(3) 研修・稼働支援

ア 稼働開始までに、管理者および児童クラブ職員に対する操作・運用研修を行うこと。

イ 操作・運用マニュアルを作成し、提供すること。

ウ 操作方法を説明した動画を提供すること。

エ 運用方針に合わせて、段階的な機能拡張がされること。

(4) 管理運用及び保守

(ア) 24 時間 365 日サービス提供が可能であること。ただし、システムメンテナンス等により運用停止が必要となる場合は、事前に市と協議し、通知やお知らせを行うこと。

(イ) 施設職員からの問合せ窓口を設け、平日の 9 時から 18 時まで稼働していること。

(ウ) 保護者からのアプリ利用に関する問い合わせについて、容易に直接連絡することができる仕組みを設けていること。

7 機能要件

機能要件確認表（様式第 7 号）のとおり

8 システム構成・セキュリティ要件

(1) サービスはクラウドサービスで提供すること。

(2) ブラウザとサーバ間のアクセスは、SSL/TLS で通信が暗号化されていること。

(3) 冗長化されたサーバ構成でシステムが運用されていること。

(4) データセンターは国内に設置された専用施設で、JDCC が制定しているファシリティ基準においてティアレベル 3 相当以上を満たしていること。

(4) データセンターの耐震数値は震度 7 程度で耐震もしくは免震構造の建物とし、その

- 他火災・停電・漏電等の災害対策を行っている建物であること。
- (5) データセンターの設備については、電源、空調及びネットワーク網はすべて二重化対応がされていること。また、非常用電源設備（自家発電機）を備えていること。
 - (6) データセンターは外部からの侵入、破壊行為等の人為的災害を未然に防止する対策が施されていること。
 - (7) データセンターの入室に際しては、ICカード、静脈認証の個人認証に基づき、365日24時間の監視カメラや防犯センサーによる監視等の管理を行っていること。
 - (8) データセンターの運営事業者は、プライバシーマーク又はISO/IEC27001:2013 (ISMS)を取得していること。
 - (10) サーバに蓄積するデータは、最新の20世代分まで保持・バックアップができること。

9 受託者の実績要件

- (1) プライバシーマーク又はISO/IEC27001:2013 (ISMS) 取得企業であること。
- (2) 同種のサービスを5年以上運用している実績があること。
- (3) 他の地方公共団体において、過去5年以内に本業務と同種（児童クラブの入退室管理システムの導入）の業務を60団体以上に導入・運用をしているシステムであること。
- (4) 現時点で、1,500施設以上の児童クラブで導入・運用実績があるシステムであること。

10 支払方法

システム導入に係る費用は、業務完了後に一括払いとする。

システム稼働にかかる利用料は、月払とし、当該月の翌月に受託者からの請求に基づき支払う。

12 再委託の禁止

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ市の承諾を得なければならない。
- (3) 受託者は、市の承諾を得て、本業務の一部を第三者に委託したときは、本仕様書に定める事項を第三者に遵守させなければならない。

13 その他特記事項

- (1) 受託者は、本契約の履行に伴い知り得た個人情報その他の情報の一切を他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を第三者に提供してはならない。

- (3) 受託者は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を、市の指示する目的以外に使用してはならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と受託者が協議のうえ、定めるものとする。